児童扶養手当制度について

(1) 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成22年度の児童扶養手当額については、平成21年の全国消費者物価指数の下落が対前年1.4%であるため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、平成21年度と同額に据え置かれることとなる。

手当額

(平成21年度) (平成22年度) 全部支給(月額) 41,720 円 → 据え置き 一部支給(月額) 41,710 円 → 据え置き ~ 9,850 円

(2) 児童扶養手当の一部支給停止について

各自治体におかれては、昨年度より実施している児童扶養手当の一部 支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご 尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げる。

一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務については、「支給要件に該当するに至った日から7年」の要件に該当する受給資格者が、平成22年4月に初めて児童扶養手当法第13条の2に基づく手続を行うことが必要となるが、これらの方への事前通知の送付について漏れがないよう対応頂くことに加え、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等引き続き進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随意支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促していただくようお願いする。

(3) 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、多大なご尽力とご協力をいただいているところであるが、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては下記の事項に留意のうえ、引き続き適正な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申 請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 児童扶養手当の申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、 申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は 却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請 を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないよう留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実 婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に 関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題 に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問 題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。

(関連資料1)

(4) 生計同一について

生計同一を判断する場合については、原則的に同居していれば生計同 一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事 実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。 例えば、客観的な証明として、

- ①税法上の扶養親族
- ②住民票の分離
- ③公共料金
- ④生活の共用部分
- ⑤健康保険の扶養
- ⑥家賃の第三者を介した契約

が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定されたい。 また、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけで はなく、欠けている事項については本人からの申立書を提出させ、その 事実確認のための実態確認を十分に行った上で、判断されたい。

(5)養育費の申告について

養育費については、「養育費等に関する申告書」により把握しているところであるが、例えば前年の途中の離婚の場合に、誤って離婚以前の分も含め、年間分の養育費として計上するケースなどがあった。申告内容にこのような誤りがないか確認の上、適正に申告されるよう指導をお願いする。

(6) 児童扶養手当支給事務指導監査について

児童扶養手当支給事務指導監査については、地方厚生局及び都道府県 により実施しているところであり、その結果は、関連資料3、関連資料 4のとおりであるので、参考にされたい。

なお、平成21年度の地方厚生局の指導監査計画については、別途、 地方厚生局から通知する。

(7) 児童扶養手当法改正に伴う帳票の改正について

父子家庭への児童扶養手当の支給に際し、今国会に、児童扶養手当法の一部を改正する法律(案)を提出している。これに伴い、帳票や事務処理マニュアルなどの改正を検討しているところであり、今後、受給資格者別、支給要件別等のデータ(詳細は関連資料4を参照)をとる予定としており、各自治体においては、関連資料4の事項に留意のうえ、帳票に係るシステム改修の準備を行っていただきたい。

今後、関連資料4の事項を基に、帳票を検討しお示ししたい。

- 〇 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速や かに渡すこと。
- 児童扶養手当の申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないよう留意すること。

例えば

- ・前夫の住所が近隣であるからという理由だけで、偽装離婚であると申請を拒むのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・未婚で子どもを出産した場合に、事実婚であると決めつけて資格喪失処分を行うのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・親類の男性と週1回程度食事をしていただけで、事実婚であると決めつけて資格喪失を促すのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・DV被害者(母)に対する加害者(父)からのメールの内容が、そのDV被害者(母)に対する脅しの内容であるような場合に、メールがあったという理由だけで、児童に対する遺棄に該当しないと判断するのではなく、児童の遺棄に該当するか否かについて、メールの内容も含め様々な事実関係を総合的に勘案の上判断する。
- なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。

平成20年度児童扶養手当支給事務指導監査(地方厚生局実施分)指摘件数

指 摘 事 項	文書	口頭	計
管内市等及び町村に対する指導	0	2	2
委任機関に対する指導	0	0	0
障害認定医未設置	20	4	24
事務処理関係(専決規定等)	1	0	1
関係機関との連携	0	0	0
広報関係	0	0	0
認定状況	6	36	42
現況届の処理状況	9	15	24
時効	2	11	13
債権発生状況、防止策	0	10	10
受給資格喪失事務の処理状況	3	40	43
帳簿等の整備	1	2	3
手当証書の保管状況	0	0	0
減額支給	0	0	0
所得更正	. 0	4	4
様式不備	0	2	2
国庫負担金の算定	0	0	0
町村等の進達事務	0	0	0
その他	13	28	41
合 計	55	154	209

^{*}実施都道府県等 115 県等

平成20年度児童扶養手当支給事務指導監査実施状況報告書集計表

指摘状況

7日7向4个7亿	文書指摘	口頭指摘
指 摘 事 項	件 数	件 数
1. 主管課の業務体制の状況	8	25
2. 関係機関等との連携の状況	19	4 2
(1) 関係機関との連携の状況	6	18
(2) 関係部課との連携の状況	1 3	2 1
(3) その他	0	3
3. 広報の状況	4 2	105
(1) 広報の時期、内容	3 2	6 6
(2) 広報媒体の状況	7	1 7
(3) その他	3	2 2
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び		
保管状况	8 0	218
(1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況	6	1 2
(2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況	64	196
(3) その他	10	1 0
5. 認定請求書受理の状況	7 3	200
(1) 認定請求書受理の状況	26	2 <u>0</u> 8 61
(2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領	20	
及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成指		
導の状況	3 2	9 1
(3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況	0	1 4
(4) 公的年金受給権の確認の状況	1 0	1 4
(5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況.	0	2
(6) その他	5	2.6
6. 認定請求書の審査及び進達の状況	5 5	1 4 8
(1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び		
生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との照		
合)の状況	2 5	4 3
(2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得		
についての確認(課税台帳等との照合)の状況	1 4	2 5

	文書指摘	口頭指摘
· 指 摘 事 項	件 数	件 数
(3) 進達書類の審査、決裁の状況	7	3 5
(4) 受付から進達までの事務処理時間の状況	5	1 2
(5) その他	4	3 3
7.現況届の処理状況	50	109
(1) 現況届受理の状況	6	1 9
(2) 課税台帳等の照合の状況	20	3 0
(3) 審査、決裁の状況	13	18
(4) 受付から進達までの事務処理期間の状況	3	0
(5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況	4	1 3
(6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認		
されている者の取扱いの状況	0	1
(7) その他	4	28
8. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	19	116
(1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況	6	2.4
(2) 審査及び進達の状況	5	4 0
(3) 職権による事務処理の状況	3	1 5
(4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保		
管の状況	2	20
(5) その他	3	1 7
9. その他	2 6	8 3
	372	1, 054
	3/2	1, 054

児童扶養手当法改正に伴う帳票の改正について

1. 受給資格者別

- ① 母
- ② 父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻 関係と同等の事情にあった者を含む。以下において同じ。)
- ③ 養育者

2. 支給要件別等

①支給要件

- a. 父母が婚姻を解消した児童
- b. 父が死亡した児童
- c. 母が死亡した児童
- d. 父が政令で定める程度の障害 の状態にある児童
- e. 母が政令で定める程度の障害の 状態にある児童
- f. 父の生死が明らかでない児童
- g. 母の生死が明らかでない児童
- h. 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- i. 母が引き続き1年以上遺棄して いる児童
- などの積極的要件別

②不支給要件

- a. 対象児童が日本国内に住所を有しない
- b. 里親に委託されるようになった
- c. 受給者が公的年金を受けるようになった などの消極的要件別

その他(喪失要件)

- a. 母が婚姻した
- b. 父が婚姻した
- c. 受給者が死亡した
- d. 対象児童が死亡した
- e. 父の拘禁が終了した
- f. 母の拘禁が終了した
- g. 対象児童が18歳の年度末に達した
- h. 児童が父遺棄の状態でなくなった
- i. 児童が母遺棄の状態でなくなった

③交付要綱関係

受給者別の内訳 (対象人数、対象経 費等)

0

盟